意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	「人権擁護(救済)法」案
2. 既存の制	①人権侵害的表現については、刑法や民法上の「名誉棄損」が既に存在し
度・規制等	ている。そんな中、これ以上の表現規制を国民に課すとなると、何が「人
によってI	権侵害」表現なのか判断が困難であり、ネット上での言論や表現を国民が
CT利活用	過剰委縮するおそれがあり、ネット上のコンテンツやサイト、ブログが過
が阻害され	剰な用心のため激減するおそれがある。
ている事	
例・状況	②人権侵害表現の判定につき、民間からなる「第三者機関」が運営するに
	しても、かえって市民同士による内ゲバ、潰しあい、不当な密告に利用さ
	れるおそれがあり、これでは、ネットが「密告恐怖社会」の最大の道具に
	なってしまい、国民がネット利用を控えてしまう。
3. I C T 利	_
活用を阻害	
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	このような法律の作成はやめるべきである。現行の刑法の名誉棄損罪、侮
活用を阻害	辱罪、民法の名誉棄損で十分、対応できる
する制度・	
規制等の見	
直しの方向	
性について	
の提案	